

平成 23 年度 第 1 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 23 年 4 月 19 日（火）午後 6 時 00 分～6 時 40 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範委員（本審査会にて会長に選出）
矢吹徹雄委員（本審査会にて副会長に選出）
植松美由紀委員
村上岑子委員
斯波悦久委員

[諮問課] 保健福祉部高齢者支援課長 田森正廣
同課介護・高齢担当主査 中野映

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 0 名（非公開）

議 題

【諮問】

個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問 の説明資料

○第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

○審査会委員紹介

【椿原課長】それでは、平成 23 年度 第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

始めに、審査会委員、全員再任でございますが改めてご紹介させていただきます。

向田直範様 北海学園大学法学部教授をされております。

矢吹徹雄様 矢吹法律事務所所長をされております。

植松美由紀様 株式会社 F M北海道に勤務されております。

村上岑子様 人権擁護委員をされております。

斯波悦久様 税理士をされております。

○正・副会長の選任

【椿原課長】続きまして正・副会長の選任の件ですが、選考についてご意見を受け賜わりたいと思います。

【椿原課長】特にご意見ございませんか。

【川又部長】私の方から申し上げてよろしいでしょうか。（異議なしの声あり）

それでは現会長の「向田委員」に会長を、「矢吹委員」に副会長を引続きお願いしたいと存じますがよろしゅうございますか。

【全委員】異議なし

【川又部長】それでは、よろしく願いいたします。

【椿原課長】会長よりご挨拶をお願いいたします。

【向田会長】私より一言ご挨拶を申し上げます。今回で 5 期目と言う事で 13 年目に入るわけですが、今回の任期の 3 年間、また頑張っていきたいと思います。

本日は、1 件の案件と報告事項がありますので、効率良く進めていただくようご協力願います。

○議 題

【向田会長】本日の議案につきましては、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 4 項の規定により非公開とします。

それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】配布資料の確認をいたします。まず、会議次第、それと先に送付してございます「個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書について」の諮問書の写しと資料、平成 22 年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告の資料、以上でございますでしょうか。

【全委員】はい。

【椿原課長】諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私から説明いたします。

はじめに、「個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書について」でございますが、保健福祉部高齢者支援課よりご説明いたします。

次に報告事項として、平成 22 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましては、私から説明いたします。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】川又総務部長諮問書を代読（諮問 1 件）

(諮問)

個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書

石高齡第 934 号

平成 23 年 4 月 19 日

石狩市情報公開・個人情報
保護審査会会長 向田 直範 様

石狩市長 田岡 克介

平成 23 年 2 月 25 日付け石高齡第 815 号で行った石狩市個人情報保護条例第 18 条第 2 項による決定に対して異議申立てがありましたので、同条例第 30 条第 1 項の規定により諮問します。

○議 事

諮問

【向田会長】それでは、諮問 ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

【向田会長】それでは、諮問 につきましてご説明願います。

(諮問 について、個人情報を含む審議内容となり、また、委員の公正公平な審議を行う必要があると認められるため、審議の詳細は非公開とし、要点のみ記載とする。)

・実施機関よりこれまでの経緯経過の説明

本件に係る個人情報の開示請求

に関し、実施機関の不開示決定の経緯経過
の決定に関し、異議申立と申立人の主張

・実施機関の考え方についての説明

・審議内容

不開示の理由として、個人情報保護条例第 16 条第 2 号の当該性についての質疑応答

不開示の理由として、個人情報保護条例第 16 条第 8 号を検討したかどうかの確認

開示請求対象の申請手続きについての質疑応答

不服申立て理由第 2 点目についての確認

異議申立人等からの意見聴取についての確認

・審議結果

実施機関が平成 23 年 2 月 25 日付け石高齡第 815 号で不開示決定した開示請求について、石狩市情報公開・個人情報保護審査会は、請求棄却が相当と判断する。

○報 告

【向田会長】それでは、報告 について報告をお願いいたします

【椿原課長】私から報告事項として「平成 22 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況」の報告をいたします。

添付されております情報公開・個人情報保護制度の実施状況をご覧ください。

まずは情報公開制度でございますが、平成 22 年度は全体で 16 件、このうち全部開示が 7 件、全てが市長部局でございます。

個人情報・事業活動情報等を伏せての一部開示が 6 件、うち市長部局が 5 件、教育委員会が 1 件でございます。

該当文書が存在しない不存在が 3 件、全てが市長部局でございます。

つづきまして、個人情報保護制度でございますが、

個人情報開示請求が全体で 4 件、このうち全部開示が 0 件、請求者以外の個人情報を伏せての一部開示が 1 件、請求者以外の個人情報のみの情報である全部不開示が 1 件、該当文書が存在しない不存在が 2 件でございます。

全ての個人情報開示請求が市長部局でございます。

なお、異議申立てが 3 件、うち 2 件が教育委員会、1 件が市長部局でただいま決定しましたが、平成 23 年 3 月末現在では未決定となっております。

以上、平成 22 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況のご報告とさせていただきます。

【向田会長】ただいまの報告につきまして、何か質問等ございましたら、どうぞ。

【向田会長】特にありませんか。

【全委員】はい。

○その他

【向田会長】その他、報告事項等ありましたらどうぞ。

【椿原課長】事務局から 1 件報告があります。

【向田会長】どうぞ。

【椿原会長】それでは、その他の報告事項として、私から去る 3 月 18 日、平成 23 年予算特別委員会においておこなわれた、『情報公開』に関する質疑についてご報告いたします。

このご報告につきましては、予算特別委員会での質疑において、本審査会へ質疑内容について報告することとなったことから、お伝えするものです。

内容としましては、蜂谷三雄委員より、本市情報公開条例において不服申立てがあった場合、当該申立て者に対して、諮問をした旨を通知する条項が無いということと、意見を聴く運用をすべきであるというご質問を頂いたところであります。

これに対し、私からは、先ず審査会の開催時においては、事前に市ホームページにて審議会の開催日時等の情報を広く周知していることを説明しております。また、本市の不服申立てについては、市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、審査会において、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するために、職権に基づき、不服申立書により、「書面を中心」に審査することを原則としていることや、審査会が口頭意見陳述の要否を判断し、必要とあれば（口頭意見陳述を）求めることができることなどについて説明をいたしましたところです。

ご報告は以上です。

【向田会長】他に何かございますか。

【椿原課長】事務局からはありません。

○答 申

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

【答申 】

平成23年4月19日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範

平成23年4月19日付石高齡第934号をもって諮問のあった、個人情報開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書について審査した結果、石狩市情報公開・個人情報保護審査会として、以下のとおり答申する。

審査会の判断

実施機関が平成23年2月25日付け石高齡第815号で行った不開示決定に対する、本件不服申立人の異議申立について、石狩市情報公開・個人情報保護審査会は、請求棄却が相当と判断する。

個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容については、概要のみとさせていただきます。

○閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成 23 年 4 月 27 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印